

ビスマルク社会保険の社会的必然性論

藤 田 伍 一

I 問題の所在

1880年代のドイツにおいて開花した一連の社会保険（いわゆるビスマルク社会保険と称される1883年の疾病保険法 *Krankenversicherungsgesetz*, 1884年の災害保険法 *Unfallversicherungsgesetz*, 1889年の廃疾・老齢保険法 *Gesetz, betr. die Invaliditäts-und Altersversicherung*）は、1878年の社会主義者鎮圧法 *Sozialistengesetz* に対応するものとして、すなわち「ムチ Peitsche」に対する「アメ Zuckerbrot」として構想されたとする見解が一般的である。しかし、⁽¹⁾「ムチ」と「アメ」の対応形態については2様の解釈がみられる。第1は、社会主義者鎮圧法を基底に据えて社会保険が構築されたとみる見解（ムチとアメの並列型）である。*Schmoller* に代表されるこの見解は、むしろ社会政策論の立場から強く主張されたもので、ビスマルク社会保険の特殊な成立事情を看過するものであった。⁽²⁾これに対して第2の見解は、ドイツ労働運動史の実証研究を基礎にして、社会主義者鎮圧法の「限界」から社会保険の登場を説明する見解（ムチとアメの直列型）である。⁽³⁾この見解の最大の誤謬は、「社会主義者鎮圧法の限界」を「ムチの限界」と誤認したことである。こうした誤謬を取除くためには、「ムチ」や「アメ」を政策手段としてではなく、政策手段を通して表現される「機能」として把握しなおすべきではないと思われる。

本稿はこの第2の見解の批判的反省に立つて、ビスマルク社会保険の必然性を検討する。我々は、社会主義者鎮圧法とビスマルク社会保険の構造的連関を

解明する鍵として、ビスマルク社会保険制度の先行形態と目される救済金庫 *Unterstützungskassen* の社会的機能に着目し、これとの関連から社会主義者鎮圧法の限界を検討し、ビスマルク社会保険、特に従来の救済金庫を保険トレーガーとして成立した疾病保険に中心的視野を定めて、その必然性を明らかにする。⁽⁴⁾

II 救済金庫制度の歴史

救済金庫制度の発展は強制金庫 *Zwangskassen* たる坑夫組合金庫 *Knappschaftskassen* と任意金庫 *freie Kassen oder freiwillige Kassen* たるツンプト的系流の共済金庫 *Hilfsskassen* の2系譜を持つ。本稿はこのプロイセン方式といわれる絶対主義的な金庫把握を意味する「強制」と労働者の自主的な金庫運営を意味する「任意」の対抗概念の中に、ビスマルク社会保険の本質規定要因が潜んでいると考える。

坑夫組合金庫とは *Manes* の保険辞典によれば、鉱山労働者を構成員とする協同組合的相互救済組織を意味する。⁽⁵⁾ 坑夫組合金庫は鉱山労働に伴う業務上の危険から坑夫の結束を促し、相互救済の機関として既に14世紀から実現されていた。鉱山業の絶対主義的把握の典型は、1796年のプロイセン一般州法 *allgemeines Landrecht* にみられる。その坑夫組合金庫規定は、(1) 給付対象を拡張し、災害のみならず疾病にも賃金全額を4～8週間に亘って給付し、(2) 給付義務を雇主に課した点を特徴とする。⁽⁶⁾ この規定は労働者を金庫から引離すこと、雇主醸出に伴う給付条件の強化によって労働者を体制的に把握することを狙いとした。⁽⁷⁾ 19世紀中葉に至ると、資本制的生産様式の鉱山進出に対抗して鉱業法 *Bergrecht* の再編強化が開始される。1851年のプロイセン鉱業法はその嚆矢であり、ビスマルク社会保険の原型たる1854年プロイセン鉱業法に至ってその基礎的過程をほぼ完了する。

1854年プロイセン鉱業法がビスマルク社会保険の直接前提とみられる理由は、同法が加入強制と雇主および被傭者の醸出義務を規定したためである。⁽⁸⁾ 更に、技術面では、保険料支払技術としての賦課方式、廃疾保険技術として豊富な経

験材料が指摘されよう。注意すべきは、こうした労働者の加入義務規定と⁽¹¹⁾ 醸出義務規定が、組合員を完全給付資格者と最低給付資格者に分類し、雇主の醸出義務規定に基づく金庫参加と相まって、組合内部の身分制的序列の定着を促した事実である。このため坑夫組合金庫は闘争的性格を全く剝奪されてしまった。「ザールの王」といわれた鉱山業大資本家 Stumm が、1869 年の北ドイツ連邦議会で、坑夫組合金庫をモデルとして一般工業労働者に対する強制老齢・廃疾保険を提案した⁽¹²⁾ 背後には、このような坑夫組合の歴史的性質があったと考えられる。

次に、共済金庫の発展過程を簡単に追跡する。強制規定を導入した 1845 年プロイセン営業条例 Gewerbeordnung⁽¹³⁾、およびこれを近代的工場労働者にまで拡充し、雇主の醸出義務を明文化した 1849 年営業条例⁽¹⁴⁾ は、それまでの「任意金庫」から「強制金庫」への編成替えを目的とした。両法のいわゆるプロイセン方式は、職種別金庫をさらに地域別に分割する地区疾病金庫 Orts-Krankenkassen の設立を図り、一方では、雇主の醸出義務規定に副った経営内疾病金庫 Betriebs-(Fabrik) Krankenkassen の設立を促して労働者と雇主（資本家）の組織的な把握を意図したものと解される。しかし、1854 年の営業条例補助法規を経たのち、ドイツ産業革命を経験する過程でプロイセン方式は資本家勢力への配慮から一步後退する。1869 年の北ドイツ連邦営業条例は、労働者の団結禁止条項を解除し、任意金庫への加入が証明される場合は強制金庫への加入強制が撤回される旨の免除規定を設けた。同条例は任意金庫の復活を許容したため、⁽¹⁵⁾ 労働者を任意金庫に結集させることになった。帝国成立後の 1876 年登録共済金庫法 Gesetz über die eingeschriebenen Hilfskassen、および営業条例第 8 篇改正法 Gesetz betr. die Abänderung des Titel VIII der Gewerbeordnung はビスマルク社会保険の直接前提をなす立法の 1 つであるが、ここでも 1869 年北ドイツ連邦営業条例にみられた 2 つの「強制」概念が基本的に継承された。⁽¹⁷⁾

登録共済金庫法によれば、登録共済金庫組合員のみが強制金庫への加入義務を免除され、既存の任意金庫及び強制金庫は 1884 年末までに登録共済金庫に⁽¹⁸⁾ 改組されることになった。登録される金庫は一定の標準規定 Normen を充すも

のでなければならず、保険対象は疾病、死亡事故に限定され、災害は除かれた。同法を補完する 1876 年改正営業条例は、登録共済金庫に加入していない 16 歳以上の職人、徒弟および工場労働者に強制金庫への加入を義務づけた法である。両法の意図は間接強制によって任意金庫を統制する点にあった。しかし、任意金庫に帰属しない労働者のみをゲマインデ（市町村）の強制金庫に収容するとした規定は、両者の組合員構成の質的差異を開く結果となり、強制金庫を圧迫した⁽¹⁹⁾。また、雇主側は登録共済金庫の対象事故が災害事故を含まない点に不満を持ち、経営内疾病金庫との合体を強く希望していた。かくて「1876 年登録共済金庫法は、実際の運用を満足するものではない」ために新たな解決策が用意されなければならなかった。その解決の方向は 1871 年の帝国雇主賠償責任法 *Reichshaftpflichtgesetz* の改正問題によって与えられ、災害保険と疾病保険の結合過程で現実に明らかとなった。⁽²¹⁾

III 社会主義者鎮圧法の限界

本節は、1878 年の社会主義者鎮圧法の「限界」を共済金庫との関連において検討する。Bismarck は社会主義者鎮圧法が上程され、審議されつつあった 1878 年 10 月 9 日のライヒ議会で次のように演説している。「余は労働者の状態を改善し、工業生産に一定の役割を果し、労働時間を可能な限り短縮する等の目的を有する組合 *Verein* に対しては、その発達に助力する⁽²²⁾」。同じく国民自由党の Bennigsen も 10 月 10 日のライヒ議会において「労働者はドイツ国内において団結する権利を有し、社会主義者鎮圧法によって損われることはない……」⁽²³⁾と述べた。しかし、社会主義者鎮圧法が施行された 10 月 21 日後の数日間に、ほとんどの社会民主党系労働組合が官憲の搜索を受け、大規模な弾圧が開始された。かくて、わずか 2、3 週間内に 17 の労働組合中央団体、63 の地方団体が存在を停止してしまった。鎮圧法施行後の 1 年間には、217 の団体が活動禁止処分を受け、ニュールンベルクとオッヘンバツハの新聞を除いて、47 の社会民主党系組合新聞が発刊停止処分を受けた。⁽²⁴⁾

この未曾有の弾圧政策に対して、労働者はどのような態度に出たのであろう

か。当時の最強の労働組合と言われた印刷工組合 Buchdrucker-Verband は弾圧を避けるために本部をライプチヒからシュツットガルトに移し、組織を共済金庫に改組した。⁽²⁵⁾ 同じ例は 1881 年の帽子職工や彫刻師の組合にもみられる。Engelberg によれば、このコースの典型は家具職工組合 Tischler-Organisation⁽²⁶⁾ の再建方法である。家具職工組合は 1878 年 12 月 28 日に解散を余議なくされた。しかしながら、ドイツ家具職工中央疾病・死亡金庫 Zentral-Kranken-und Sterbekasse der Tischler は 1876 年 4 月 17 日の登録共済金庫法に基づく標準規定を満足していたので解散を免れた。同時に、この金庫の指導者は新聞『Neue Tischler Zeitung』を発刊したが、その第 1 号 (1879 年 1 月 1 日発行) は、政治的色彩のない全くの技術的専門紙であった。⁽²⁷⁾ すなわち、家具職工組合が瓦解していた当時、何よりも組合員との連絡を保ち、団結と連帯を確保する必要があったのである。この例にみられるように、弾圧の波が労働組合を襲った時、団結と連帯の基礎は「共済金庫」にあったと思われる。1880 年に入ると社会民主党は、その合法的運動の拠点をすでに共済金庫に確保しており、次に労働組合を再建する運動に入っていく。いわゆる職能別組合の設立運動である。Engelberg はこの点に関して、「共済金庫を設ける関係で——大抵はそれに依存して——職能別組合が生じた」⁽²⁸⁾ と報告している。また、「いずれの場合にも、新しく生じてくる労働者組織に尽力した合法的な労働者運動の意義は共済金庫への運動の中で示される」⁽²⁹⁾ と。1881 年には、ベルリンで 15 の職能別組合が生れたし、ハンブルクでは 6 つの職能別組合が労働組合の実質的運動を展開していた。職能別組合は、官憲の解散命令を受けた場合、直ちに他の組織、すなわち「共済金庫」に名目を変更して、組合運動を容易に継続しえた。鎮圧法下では、労働運動は種々の形態をとりながら、組織の可変性を大いに利用して、合法的に弾圧に突撃していった。中でも、共済金庫と職能別組合は相互に影響しあいながら、実質的に労働運動の中核を形成していた。1880 年代に入ると官憲の取締りも以前ほど厳しくなくなり、Mehring のいう「温和な実践 milde Praxis」の時代に入るが、それはまさに共済金庫や職能別組合形態の運動を取締る術がなかったためと思われる。⁽³⁰⁾

さて、社会主義者鎮圧法下における労働運動の形態を若干ながら考察した結果、次のことが確認されよう。すなわち、鎮圧法が組織的弾圧として労働組合を襲い、これを潰滅させた状態下では、共済金庫が共済活動を通して労働組合の基本的任務（組合員の団結と連帯）を代って担当した事実である。鎮圧法が施行されて1年、混乱と沈滞から漸く脱出し、従来の労働組合を再建せんとする機運はこの共済金庫によって与えられた。Nestriepkeは労働組合の再興について「労働組合によって設立され、これと独立の存在をもっていた疾病金庫の多くが、官憲の解散を免れたことは極めて重要な意義を持った」と述べている。⁽³¹⁾ 鎮圧法下では、労働組合が争議規約を削除して共済金庫に転身せざるを得ない状態と共に、家具職工組合の例にあるように、積極的に共済金庫を活動の中核として利用する傾向が生じてくる。Frickeは「任意金庫、救済団体、職能別組合が労働組合組織の新しい出発点を形成した」とみている。⁽³²⁾ 職能別組合の建設は共済金庫を基礎に始まった。また、職能別組合が中心となって共済金庫の中央組織を形造っていく。労働組合から放逐された労働者は共済金庫に結集して組織の再建に乗り出す。共済金庫は組合員の疾病、死亡事故のみならず、日常生活の全般を援助する組織として機能した。共済金庫は組合活動の基礎的役割を担当し、順次、職能別組合に闘争拠点を移していく。しかし、職能別組合の背後には、常にこの共済金庫が存在したのである。

1880年末には、プロイセン内に559の疾病金庫が123000人を擁して登録金庫の法人格を取得していたが、そのうち112が登録共済金庫法以後に新設されたものであり、あとの447は任意金庫からの転身である。⁽³³⁾ この任意金庫の転身は、労働組合の偽装を意味するもので、組織を温存し、弾圧を回避する最良の策であったと考えられる。1883年、ドイツの各地で開かれた社会民主党の地区大会の席上、党の下院議員団は、雇主や官庁の不当な圧力を受けない任意金庫を創設し、これに参加するよう呼びかけた。⁽³⁴⁾ 党の方針は労働者階級の大多数の支持を集め、登録共済金庫、未登録共済金庫への加入が増大した。特に登録共済金庫の組合員数は1880年末の6万人から1885年末の75万人へと急激に増加した。他方、未登録共済金庫は1880年末現在、既に4342の金庫と716,738人

の組合員を有していた。これに比較して、強制金庫たる地区疾病金庫は、同年末、現在プロイセン内で 278、諸邦で 20 にすぎなかった⁽³⁵⁾。官憲がこのような性格をもつ共済金庫を解散せしめられなかった理由としては、労働者の経済団体には攻撃を加えないと言質を与えた 1878 年 10 月 9 日の Bismarck 演説もさることながら、社会主義者鎮圧法第 3 条の政治的偏向をとらぬ限り、金庫の存続を認めるとした規定が、実質的に共済金庫の広範な政治活動の場を許容したためであろう。Engelberg はこの点について「官憲は、社会主義者鎮圧法施行後 1 年以内なら大々的な弾圧を加えたであろう社会民主党の多くの活動も、合法的な共済金庫活動を先頭にして活動している段階では、これを許容せざるを得なかった⁽³⁶⁾」と記している。

ともあれ、共済金庫が社会主義者鎮圧法施行下の労働運動の中核として、また活動家を結ぶ連絡点として最も重要な役割を担当した事実は行論から明らかであろう。そして、その事実こそが、(1) 1876 年登録共済金庫庫法、(2) 1878 年社会主義者鎮圧法を全面的に再検討する契機を与えたのであり、両法の欠陥を補充する政策立法の登場を必然たらしめたといえるのである。社会主義者鎮圧法の失敗はまさにこの共済金庫を破壊できなかったからに外ならない。ビスマルク社会保険は、とりわけ 1883 年疾病保険法はかかる社会主義鎮圧法の欠陥を補充し、共済金庫の社会的機能（団結と連帯）を破壊するメカニズムを内包していたのである。

IV ビスマルク社会保険の登場

疾病保険法案は、1882 年 4 月 10 日に連邦参議院 Bundesrat に提出され、ここで若干の修正を受けた後、同年 4 月 29 日、ライヒ議会 Reichstag に上程された。法案は 1876 年の共済金庫に関する 2 つの法律に代って全般的な強制疾病保険の導入を内容とした。保険トレーガーについては、既存の各種金庫を利用し、これに加入しない労働者をゲマイデ疾病金庫 Gemeinde-Krankenkassen に收容するとした。同法案と同時に提出された災害保険第 2 次法案では、「待期期間」を 13 週と定めたが、その間の給付は全面的に疾病保険の担当とされていた。

さらに、本来災害保険が負担すべき短期の加療、疾病手当を疾病保険に転嫁した点を理由に、雇主はゲマインデ疾病金庫と地区疾病金庫に対して、保険料の3分の1を醸出する義務を課された。ただし経営内疾病金庫がこれに代位することが認められ、その場合、労働者は労務契約により経営内疾病金庫への加入義務を負担した。法案は、委員会審議を経て、本会議の第2読会（1883年4月19日から同月30日まで）第3読会（同年5月23日から同月31日まで）の審議の後、ほぼ全面的にその内容を貫徹して成立した。

社会民主党は疾病保険法案審議の最終日（1883年5月31日）Dietz に次のような演説を行なわしめている。「疾病保険法案は、労働者階級の要求を全面的にも部分的にも充ておらず、むしろ多くの点で状態悪化を意味する。……資本家の弾圧手段となりうる経営内金庫、労働者の任意金庫の不安定な地位、金庫資産の自由な処分の制限、全体としての官憲的性格——これらを内容とする疾病保険法を労働者の救済手段であるとか、まじめな社会改良の礎石であると認めるのは不可能である。従って社会民主党は充分な考慮の結果、同法案に反対投票する⁽³⁸⁾」。社会民主党は1876年登録共済金庫法の制定時から一貫して、雇主、国家による疾病金庫管理に反対し続けてきた。1883年には、Bebel を中心に、疾病保険法の性格についてのパンフレットを発行する等、積極的に任意金庫を保持する運動を展開している⁽³⁹⁾。労働者階級が疾病保険に反対する最大の理由は、1878年社会主義者鎮圧法に対して抵抗機能を発揮した共済金庫への攻撃意図を見抜いていたからである。1883年疾病保険による共済金庫への攻撃意図は次のように説明しうるであろう。

(1) 社会主義者鎮圧法下の労働運動は、合法的な活動拠点を共済金庫に求めて活動を継続発展せしめ、Lenin のいう「ドイツ労働運動の英雄時代」を築きあげた。かかる共済金庫の活動場は1876年登録共済金庫法によって与えられたものである。従って、同法の変更による任意金庫の改組、解体がない限り、労働組合の偽装、転身を阻止し、運動拠点を破壊することは困難であった。1883年疾病保険法は「強制」によって1876年登録共済金庫法を吸収し、共済金庫の活動に一定の枠を課すことによって「上」からの介入を用意したもので

⁽⁴⁰⁾
あった。

(2) 1883年以前にも、雇主の管理する経営内疾病金庫が、西部ドイツの家父長主義的大経営を中心に発展していた。その後、1883年疾病保険法が保険トレーガーとして経営内疾病金庫に道を拓いたため、急速な発展をみた。⁽⁴¹⁾ Reichwein によれば、1934年1月1日現在の経営内疾病金庫数のうち、15%は1883年以前から存在し、54%が1884年から1900年にかけて設立されたものである。⁽⁴²⁾ この統計にみられる経営内疾病金庫の発展は、労働者の共済金庫との競合の結果達せられたものと解される。疾病保険法は経営内疾病金庫を保険トレーガーとして導入し、労働者の共済金庫と競合関係に置くことによって、いわば、「横」から共済金庫を破壊に導こうとした。そして労働者を経営内に閉塞させ、横断的な労働運動の分断、孤立を意図したものであった。

(3) さらに、1883年疾病保険法は雇主の3分の1釀出を義務づけた。雇主釀出は、釀出に伴う雇主の金庫への発言権の増大となって現われる。Rosenbergはこの点に関して、ビスマルク社会政策〔疾病保険〕は、労働者を経営内に圧縮し、雇主の経営内における自由な裁量を保証したとみている。⁽⁴³⁾ 雇主釀出は労働者の金庫運営を「下」から破壊するものであった。

以上の経緯からわかるように、1883年疾病保険法は労働者の共済金庫を根底から破壊せんとするきわめて政略的な法体系であった。さらに、災害保険の待期期間を負担した事実を考え併せれば、1883年疾病保険法はビスマルク社会保険の「カナメ」として立法者の政策意図を集中的に表現する政策手段であったといえるであろう。

Bismarck がこの疾病保険に、労働組合の共済機能を剝奪してくみ込むモメントは、すでに救済金庫の1類型として概観した坑夫組合金庫に求められる。当時の坑夫組合金庫は、全般的強制と雇主釀出をすでに制度化しており、労働組合運動を事実上窒息させていた。これについて Vogel は、共済金庫の管理が圧倒的に労働者の手に握られていたため、大工業資本家 Stumm は坑夫組合金庫をモデルとした組織づくりに着手したと述べている。⁽⁴⁴⁾ Kuczynski も、この点について、大工業資本家は社会保険を本来拡張された坑夫組合金庫の一種類

と考えていたと述べている。⁽⁴⁵⁾ 1878年9月のライヒ議会で、Stummが廃疾・老齢金庫の創設を全工場労働者に適用するよう提案した時、彼は明らかに坑夫組合金庫を念頭においていた。⁽⁴⁶⁾ Bismarckは1878年のStumm提案を統計資料の不足を理由に保留したが、直ちに側近のTiedemannに命じて坑夫組合金庫の規約その他を検討させている。⁽⁴⁷⁾ その具体的成果は、ビスマルク社会保険の最後を飾る廃疾・老齢保険の社会的装置として採用されるが、疾病保険登場の政治的理由がStumm提案を背景にしていたこともまた疑いない。⁽⁴⁸⁾

1881年の「社会的詔勅」の発布にあたっては、すでに坑夫組合金庫にみられる強制を含めた保険技術が完備しており、Bismarckは坑夫組合金庫の社会的機能を全国的に拡充することによって、労働者階級を組織的に把握し、労働運動の横断的連結を防止せんとした。すなわち、ビスマルク社会政策は労働運動の母体であり、活動拠点であった共済金庫を社会保険に吸収することによって、労働運動全般の瓦解を狙いとしたものであり、その本質は共済金庫を結集点とする闘争的労働組合を無力な「坑夫組合」に転落させようとする転換政策に外ならなかったのである。この意味において、ビスマルク社会保険は、社会主義者鎮圧法の弾圧機能を補充するものであり、「社会的・政治的側面」についていう限り、「アメ」よりも「ムチ」として労働運動に対する攻撃的意図を含んだものと解されるのである。⁽⁴⁹⁾

(注)

(1) Vgl. z. B. Cahn, E., *Bismarck als Sozialpolitiker*, Tübingen 1924, S. 15.; Simon, P., *Bismarcks Kampf gegen eine Mediatisierung des Staates durch die Sozialpolitik*, Köln 1935, S. 51.

(2) この解釈の根拠は、1871年10月21日付のビスマルクからプロイセン商務大臣Itzenplitz宛の政治書簡、および、1881年11月17日の「ドイツ社会保険のマグナ・カルタ」として著名な「社会的詔勅」から、体制秩序内での社会改良の推進と、反体制運動の禁圧という労働者に対する2面的な政治姿勢をぬきだしたものにすぎない。Schmoller, G., *Vier Briefe über Bismarcks sozialpolitische und volkswirtschaftliche Stellung und Bedeutung, Zur Bismarcks Gedächtnis*, Leipzig 1899, S. 31; Dawson, W. H., *Social Insurance in Germany 1883—1911*, London, 1911. p. 12.; Brodnitz, G., *Bismarcks nationalökonomische Anschauungen*, Jena 1902, S. 125.

- (3) Vgl. z. B. Mehring, F., *Geschichte der deutschen Sozialdemokratie, Gesammelte Schriften*, Bd. 2, Teil III, 1863—1891, Berlin 1960, S. 583.; Engelberg, E., *Deutschland 1871—1897*, Berlin 1965 [Abk: Engelberg, *Deutschland*], S. 192—199.
- (4) 本稿では、ビスマルク社会保険の立法過程および制度内容については必要のある範囲内で、行論の展開に即して言及する。
- (5) 本稿は救済金庫を共済金庫と坑夫組合金庫の両者を包含する制度概念と理解している。島崎晴哉『ドイツ労働運動史』1963年, 163—204 頁参照。
- (6) Manes, A., *Versicherungs-Lexikon*, Berlin 1909, S. 647.
- (7) 官僚的, 警察的, または財政的な後見制度 *Bevormundung* のもとに, 鉱山監督官による鉱山管理, すなわち「管理原則」が行われるのを指す。島崎晴哉「Direktionsprinzip と坑夫組合」『経済学論纂』第 4 号, 1963年, 19頁参照。
- (8) Peschke, P., *Geschichte der deutschen Sozialversicherung*, Berlin 1962. S. 52.
- (9) *Ebenda*, S. 58.
- (10) Kleeis, F., *Die Geschichte der sozialen Versicherung in Deutschland*, Berlin 1928, S. 87. なお Vogel は同法が保険強制と労使による費用分担を実現している故に, 完成した保険システムがここに始まるとみている。(Vogel, W., *Bismarcks Arbeiterversicherung*, Braunschweig 1951, S. 20.)
- (11) 完全給付資格者は, 一定期間金庫に所属し, かつ一定の年齢をこえず, 廃疾の恐れのない組合員である。完全給付資格者は治療, 疾病手当の最低給付の外に終身廃疾手当, 死亡手当等が給付された。(Kleis, a. a. O., S. 90.)
- (12) Vogel, a. a. O., S. 38.
- (13) この条例によって強制保険が開始したと考えられている。(Kleis, a. a. O., S. 67.)
- (14) Peschke, a. a. O., S. 114—116.
- (15) Kleis, a. a. O., S. 69.
- (16) Dawson, *Ibid.*, p. 7. 1876年の調査によれば, プロイセン内の疾病金庫 5239 (組合員 869, 204 人), ドイツ全土では, 6594 の共済金庫が存在し, 組合員数は 1, 839, 652 人であった。その増加数の大部分は登録共済金庫ではなくて, 未登録金庫であったという。(Kleis, a. a. O., S. 70—71.)
- (17) Vogel, a. a. O., S. 21—23.
- (18) 標準規定について簡単に説明する。(i)給付は金庫加入後 13 週の待期期間を経て支給される。組合員が労働不能の場合には少なくとも 13 週間の疾病給付 *Krankenunterstützung* が支給されなければならない。疾病給付日額は地区平均日額の少なくとも男子 3 分の 2, 女子 2 分の 1 であること。(ii)性別, 健康状態, 年齢等で釀出額を定めることができる。(iii)金庫への加入は書面で行う。(iv)法人格取得のためゲマインデに定款を提出する。(v)金庫の所轄官庁への報告が義務づけられる。
- (19) *Ebenda*, S. 22

- (20) *Ebenda.*
- (21) Kleeis, a. a. O., S. 80—84.; Quandt, O., Die Anfänge der Bismarckschen Sozialgesetzgebung und die Haltung der Parteien. (Das Unfallversicherungsgesetz 1881—1884), *Historische Studien* 344, 1938, S. 7—39. 1871 年帝国雇主賠償責任法の過失責任に基づく挙証責任の所在をめぐる改正問題は「工業家中央連合」に結集する西部大工業資本家の意志を軸として、公法的災害保険への旋回をみせた。1881 年 4 月に始まるライヒ議会での災害保険法案の審議で、最も激烈な論戦を展開したのは保険トレーガーと保険料負担の問題であった。帝国保険庁と国庫補助を骨子とする政府案が中央党と保守党の同盟ラインで挫折したあと、1881 年 11 月 17 日の著名な社会的詔勅が出され、1882 年 3 月、第 2 次法案が、疾病保険法案と共に提出された。2 法案が同時に上程された理由は、災害保険の待期期間を疾病保険で処理せんとする両者の構造的連関によるものであった。疾病保険法案は流産することなく 1883 年に成立するが、災害保険法案はこの時も中央党と保守党の同盟に破れ、1884 年の国庫補助の全面的除去、保険トレーガーとして雇主同業組合の設立を内容とする第 3 次法案でようやく可決された。
- (22) *Stenographische Berichte über die Verhandlungen des Deutschen Reichstages*, 4. I. 1878, Bd. 1, Berlin 1878, S. 125.
- (23) *Ebenda*, S. 167.
- (24) Heyde, L., *Abriß der Sozialpolitik*, 10. Aufl., Heidelberg 1952, S. 42.
- (25) Engelberg, *Deutschland*, S. 200.
- (26) *Ebenda.*
- (27) *Ebenda.*
- (28) Engelberg, E., *Revolutionäre Politik und rote Feldpost, 1878—1890*, Berlin 1959 [Abk: Engelberg, *rote Feldpost*], S. 85.
- (29) Engelberg, *Deutschland*, S. 202.
- (30) 各地でストライキ闘争を行えるほどに力を回復し、1883 年には家具職工組合が中央団体を持つまでに至った。(Engelberg, *Deutschland*, S. 202.)
- (31) Nestriepke, S., *Gewerkschaftsbewegung*, Erster Band, Stuttgart 1922, S. 249.
- (32) Fricke, a. a. O., S. 308.
- (33) Kleeis, a. a. O., S. 71.
- (34) Engelberg, *rote Feldpost*, S. 84.
- (35) Kleeis, a. a. O., S. 71.
- (36) Engelberg, *rote Feldpost*, S. 85.
- (37) 強制金庫として (イ)地区疾病金庫 (ロ)経営内疾病金庫 (ハ)建築疾病金庫 Bau-Krankenkassen (ニ)同業組合疾病金庫 Innungskrankenkassen (ホ)坑夫組合金庫 (ヘ)ゲマインデ疾病金庫 Gemeinde-Krankenkassen があり、任意金庫として、共済金庫があった。
- (38) *Stenographische Berichte über die Verhandlungen des Deutschen Reichstag*, 5. II. 1882/1883, Bd. 4, Berlin 1883, S. 2691.

一 橋 研 究 第 20 号

- (39) Engelberg, *rote Feldpost*, S. 84.
- (40) Vogel, *a. a. O.*, S. 26-29, 153.
- (41) Reichwein, R., *Funktionswandlungen der betrieblichen Sozialpolitik*, Köln/Opland 1965, S. 18-20.
- (42) *Ebenda.* S. 30.
- (43) Rosenberg, H., *Grosse Depression und Bismarckzeit*, Berlin 1967, S. 226.
- (44) Vogel, *a. a. O.*, S. 38.
- (45) Kuczynski, J., *Die Geschichte der Lage der Arbeiter unter dem Kapitalismus*, Bd. 3, *Darstellung der Lage der Arbeiter in Deutschland von 1871 bis 1890*, Berlin 1962, S. 87.
- (46) Brentano, L., *Mein Leben im Kampf um die soziale Entwicklung Deutschlands*, Jena 1931, S. 115.
- (47) Vogel, *a. a. O.*, S. 38.
- (48) 1889年廃疾・老齢保険法は、その成立過程からみて、疾病保険および災害保険制定時の政党のモチーフとは異った、新たな体制の下に推進された。1880年代の後半に至って、西部大工業資本家とユンカーの関係が冷却化するに伴い、むしろユンカー利害に沿った政策が打ち出される。ビスマルク社会保険のこうした別の局面については、別稿(拙稿「ビスマルク社会保険研究の一視角——経済的必然性論(1), (2)」『一橋論叢』昭和46年5月号及び6月号)においてふれるつもりである。
- (49) ビスマルク社会保険が「社会的・政治的側面」において「ムチ」とすれば「アメ」はいかなる側面についていわれるかが問題となろう。そこでもし同一政策手段が「ムチ」と「アメ」をあわせ持つとすれば、「ムチ」「アメ」は、やはり政策意図に内包される「機能」として理解されなければなるまい。この点のたち入った検討も別稿の課題である。
(1970年10月20日脱稿)